

II 第66号議案 市道路線認定及び廃止の件

第66号議案

市道路線認定及び廃止の件

次のとおり市道路線を認定し、及び廃止する。

令和2年9月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 認定する市道路線

路線名	起 点	終 点	備 考			議 案 参照図 番 号
			予定延長 (メートル)	予定幅員 (メートル)	その他	
北鈴蘭 台112号 線	神戸市北区甲 栄台4丁目14 番164地先	神戸市北区甲 栄台4丁目14 番163地先	69.30	6.00		その1
北鈴蘭 台113号 線	神戸市北区甲 栄台4丁目14 番35地先	神戸市北区甲 栄台4丁目14 番177地先	71.00	6.00		その1
北鈴蘭 台114号 線	神戸市北区甲 栄台4丁目14 番205地先	神戸市北区甲 栄台4丁目14 番204地先	135.70	6.00		その1
北鈴蘭 台115号 線	神戸市北区甲 栄台4丁目14 番39地先	神戸市北区甲 栄台4丁目14 番230地先	134.10	6.00		その1
北鈴蘭 台116号 線	神戸市北区甲 栄台4丁目14 番231地先	神戸市北区甲 栄台4丁目14 番237地先	70.20	6.00		その1
大池103 号線	神戸市北区西 大池2丁目1 番196地先	神戸市北区西 大池2丁目1 番188地先	69.00	6.00		その2
大池104 号線	神戸市北区西 大池2丁目1 番234地先	神戸市北区西 大池2丁目1 番203地先	71.00	6.00		その2
大池105 号線	神戸市北区西 大池2丁目1 番224地先	神戸市北区西 大池2丁目1 番216地先	64.50	6.00		その2

2 廃止する市道路線

路線名	起 点	終 点	備 考		議 案 参照図 番 号
			延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	
山田里 341号線	神戸市北区山 田町小部字北 ノ谷14番地先	神戸市北区山 田町小部字北 ノ谷26番10地 先	34.30	1.00	その3

伊川谷里802号線	神戸市西区北別府1丁目1307番地先	神戸市西区北別府1丁目1498番1地先	22.40	1.00	その4
玉津里276号線	神戸市西区玉津町二ツ屋字矢ノ脇120番1地先	神戸市西区玉津町二ツ屋字矢ノ脇118番地先	52.70	2.00	その5
岩岡第126号線	神戸市西区岩岡町岩岡字下場2680番3地先	神戸市西区岩岡町岩岡字下場2679番2地先	19.00	最大 2.40 最小 1.70	その6
有野町合併第116号線	神戸市北区有野町有野字荒堀2425番3地先	神戸市北区有野町有野字馬場2429番3地先	83.50	1.00	その7
北鈴蘭台57号線	神戸市北区甲栄台2丁目14番30地先	神戸市北区甲栄台2丁目14番33地先	161.20	4.80	その8
板宿大手方面第126号線	神戸市須磨区大手町8丁目68番地先	神戸市須磨区大手町5丁目63番2地先	114.70	最大 2.10 最小 1.80	その9

理 由

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

道路法 ぬきがき

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

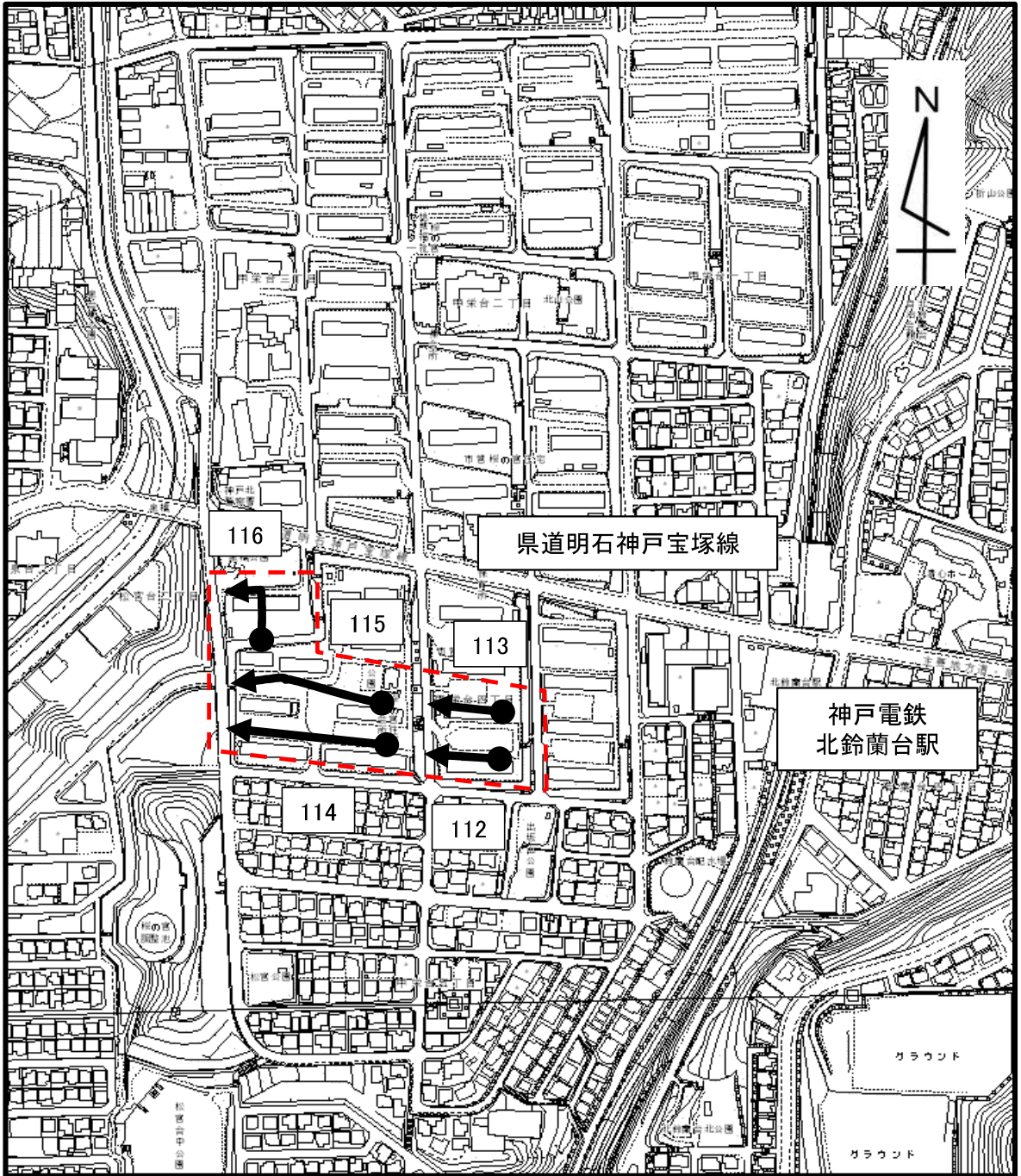
(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案参照図(その1)



凡例



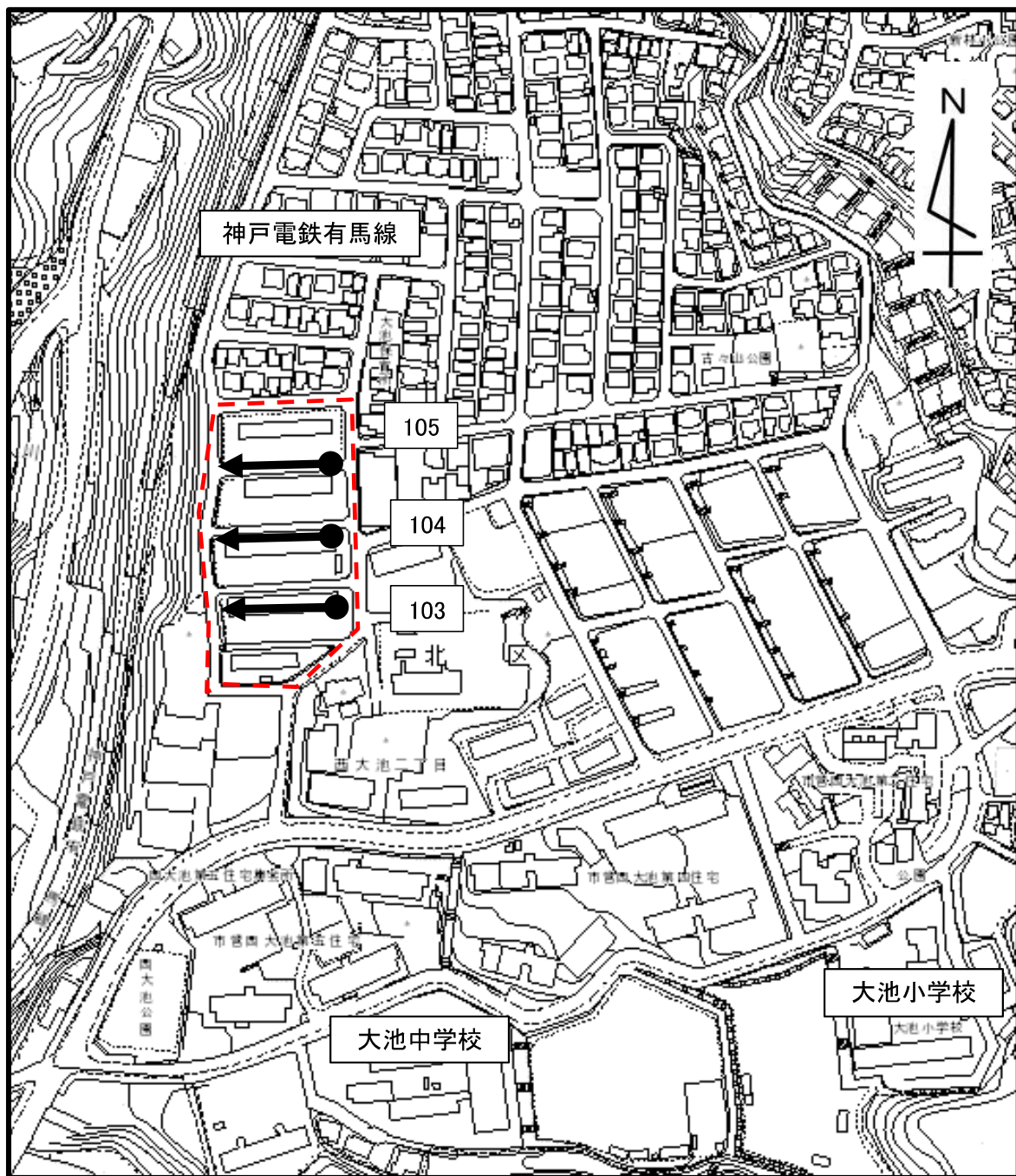
今回認定道路

(北鈴蘭台112～116号線)



都市計画法(昭和43年法律
第100号)第29条の許可に係
る開発区域

議案参照図(その2)



凡例



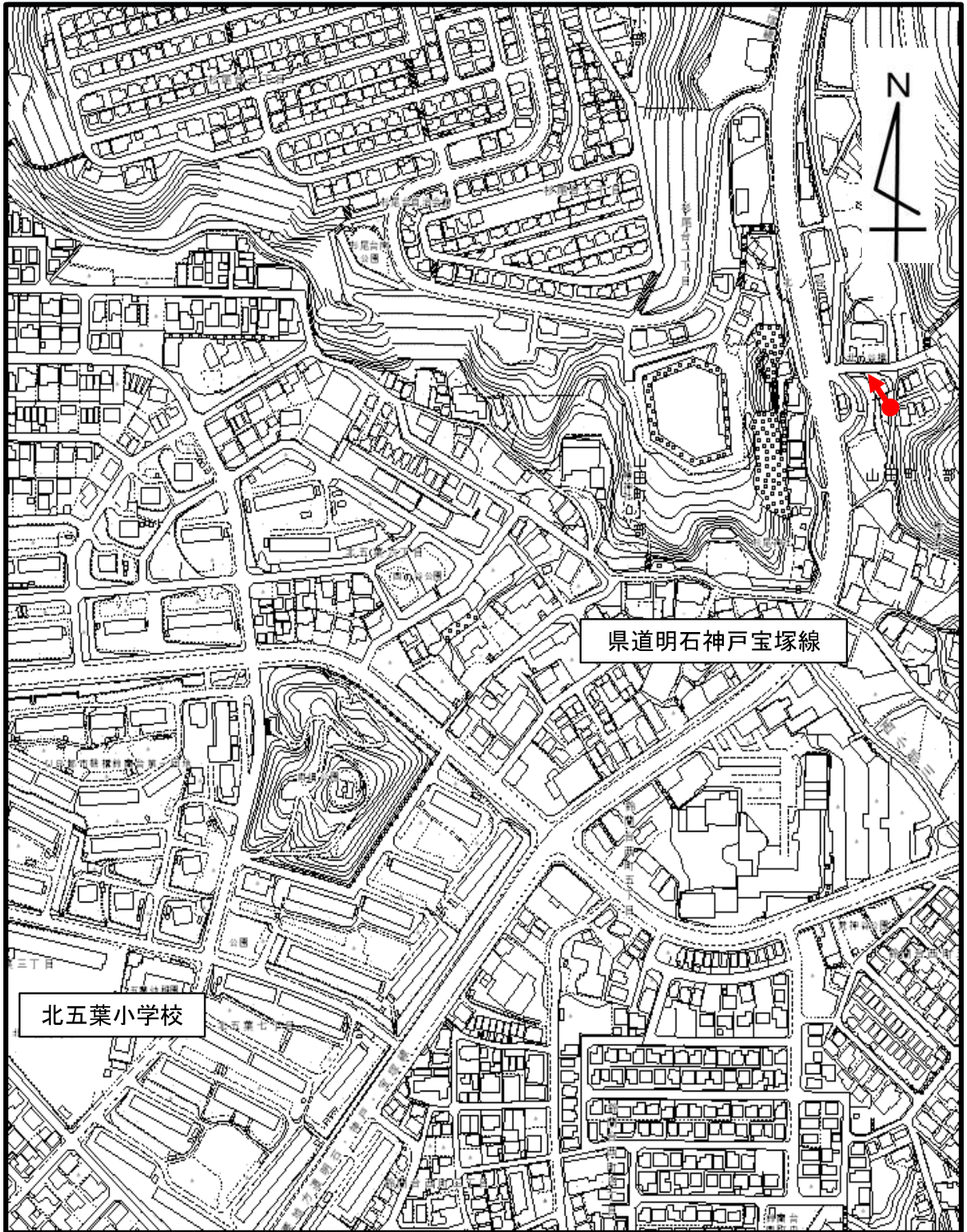
今回認定道路

(大池103～105号線)

都市計画法(昭和43年法律
第100号)第29条の許可に係
る開発区域



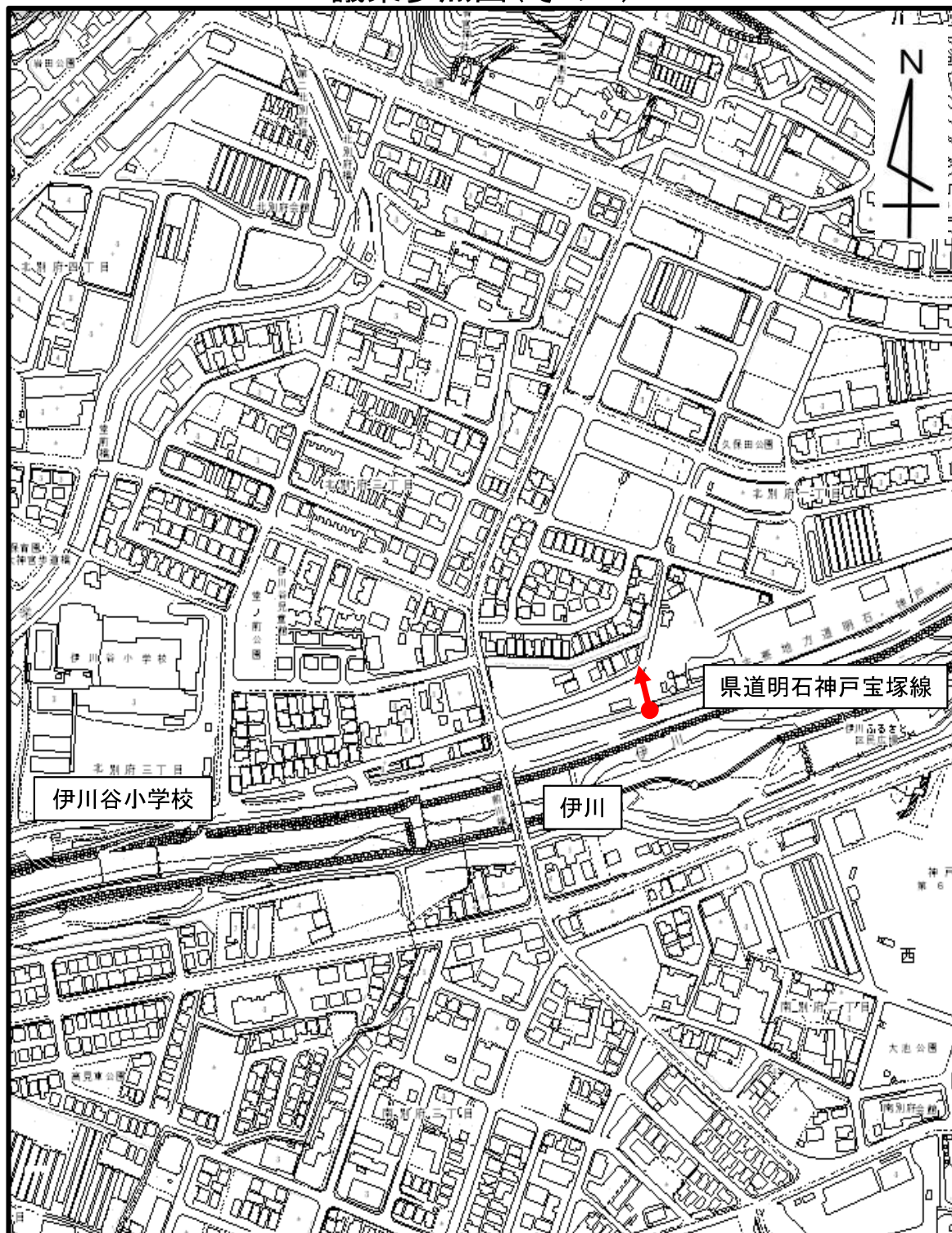
議案参照図(その3)



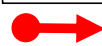
凡例

 今回廃止道路
(山田里341号線)

議案参照図(その4)

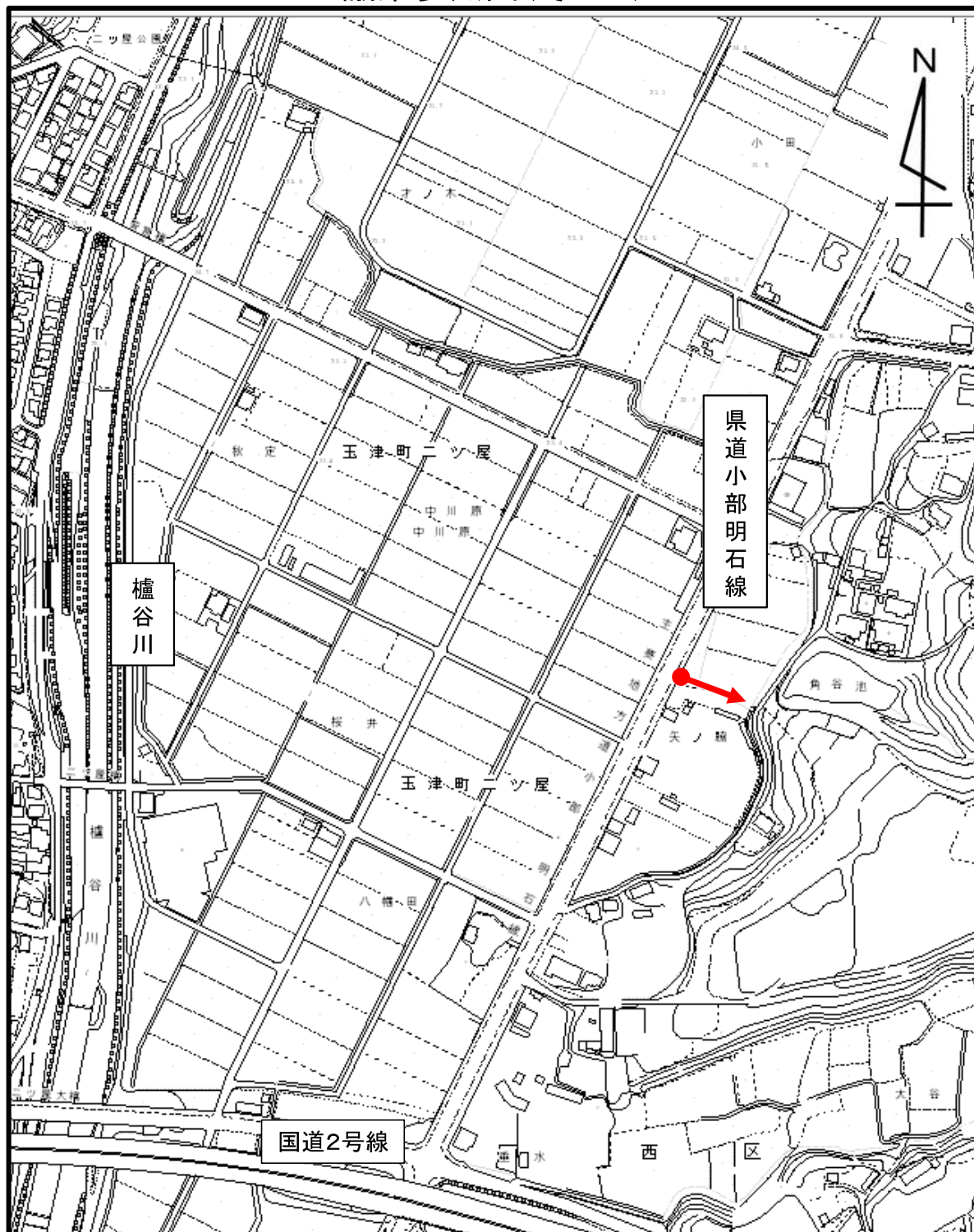


凡例

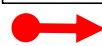


今回廃止道路
(伊川谷里802号線)

議案参照図(その5)

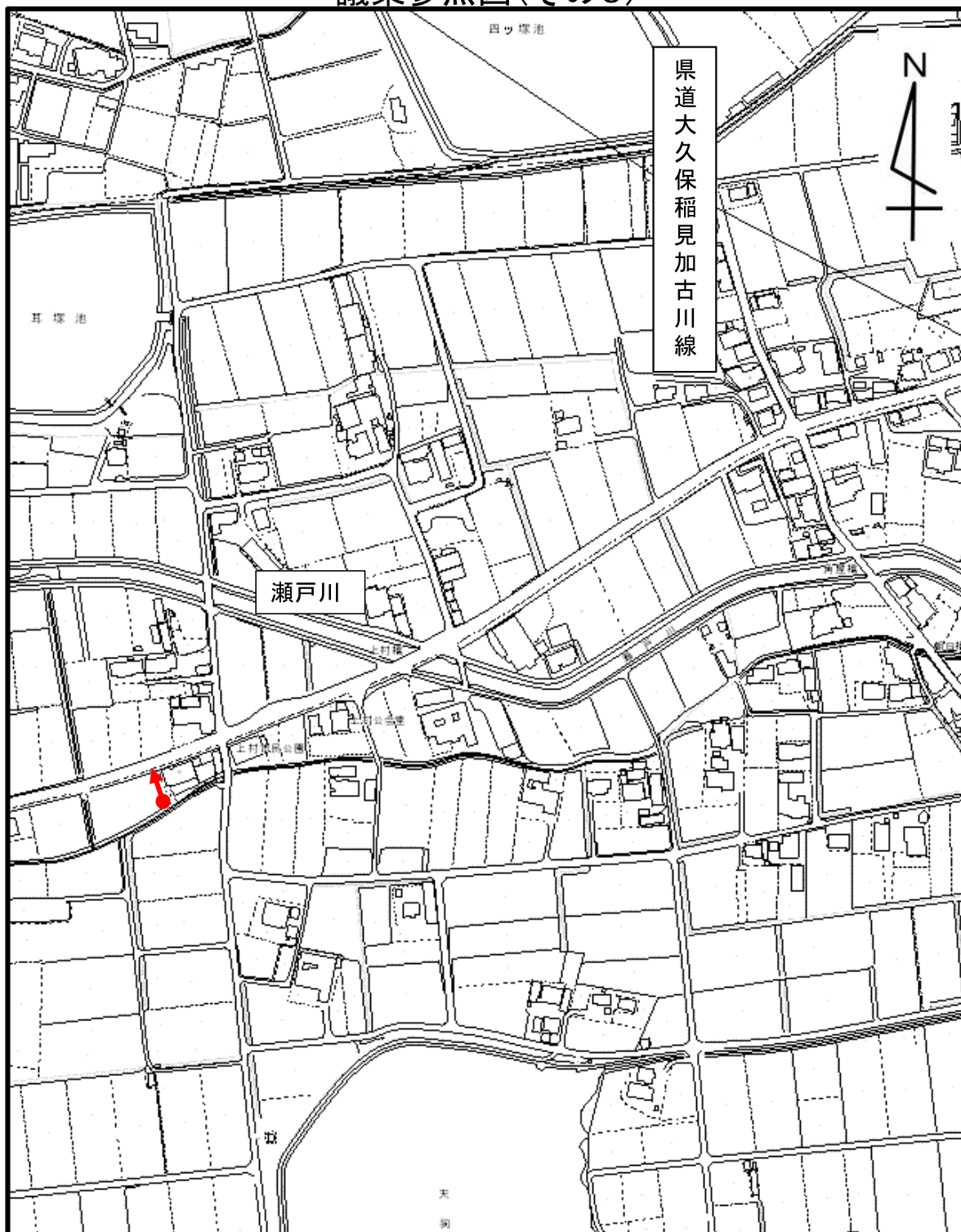


凡例



今回廃止道路
(玉津里276号線)

議案参照図(その6)



県道大久保稲見加古川線

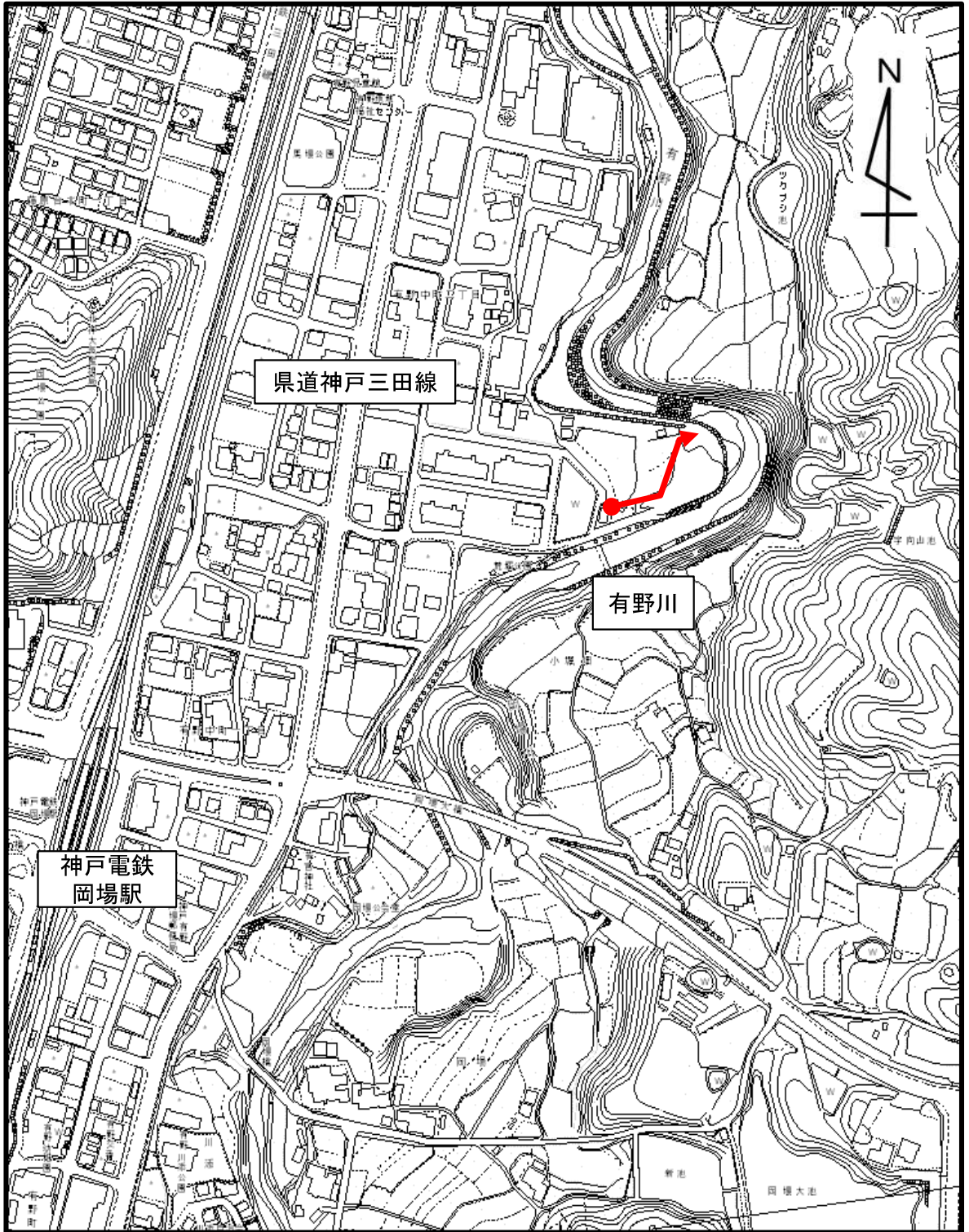
凡例



今回廃止道路

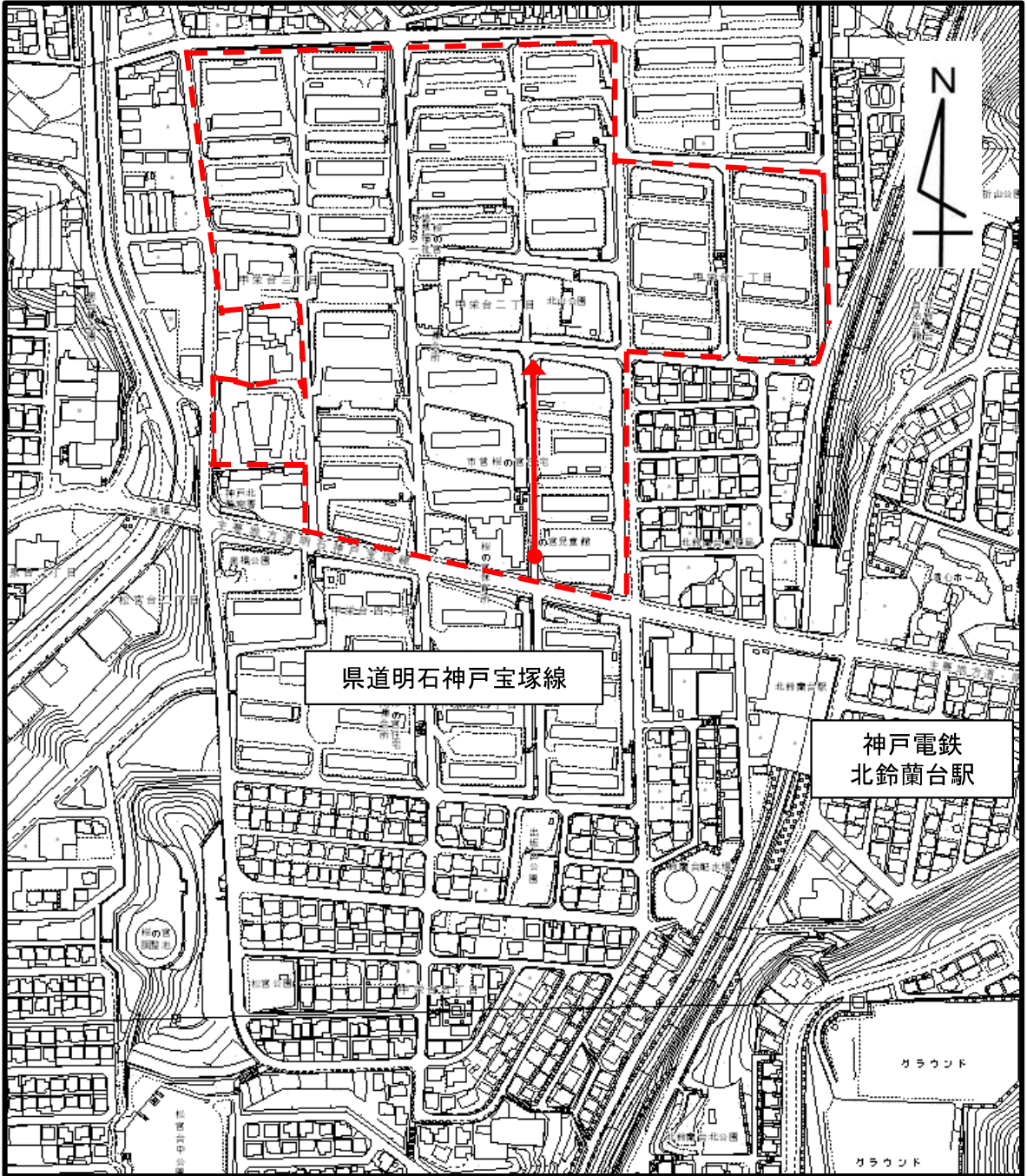
(岩岡第126号線)

議案参照図(その7)



凡例
今回廃止道路
(有野町合併第116号線)

議案参照図(その8)



凡例



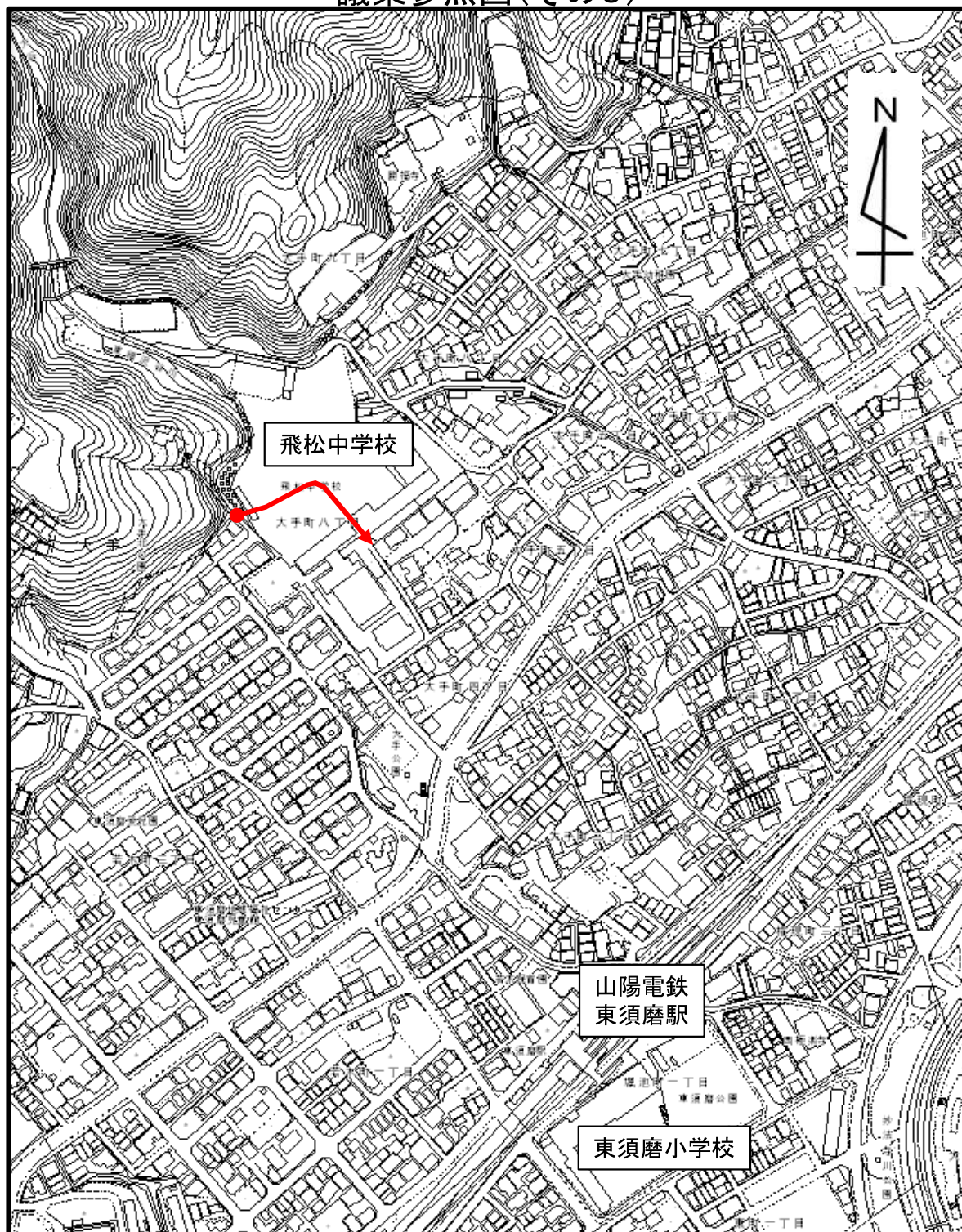
今回廃止道路

(北鈴蘭台57号線)

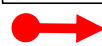


都市計画法(昭和43年法律
第100号)第29条の許可に係
る開発区域

議案参照図(その9)



凡例



今回廃止道路

(板宿大手方面第126号線)